

# 栃木県緊急事態措置の概要

① 区域 栃木県全域

② 期間 令和2年4月18日（土）から令和2年5月6日（水）

③ 実施内容

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」）第45条「感染を防止するための協力要請」及び特措法第24条「都道府県対策本部長の権限」により、新型コロナウイルスのまん延防止に向け、以下の対応を実施。

## ●外出自粛の要請（特措法第45条第1項）

県民に対し、医療機関への通院、食料品等の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、**外出自粛を要請**。特に、**GWに向け帰省や旅行など都道府県をまたいだ人の移動**や、「3つの密」が濃厚な形で重なる**繁華街の接待を伴う飲食店への出入り自粛を強く要請**。

## ●施設の使用制限の要請（特措法第24条第9項）

学校、遊興施設等に対して**休止を要請**。

医療施設等、**事業の継続を求める施設に対しては適切な感染防止対策の協力を要請**。

## ●催物（イベント）の開催自粛の要請（特措法第24条第9項等）

イベント主催者等に対し、**規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請**。

※ロックダウン（都市封鎖）を行うものではありません。

# 栃木県緊急事態措置等の強化策

① 区域 栃木県全域

② 期間 令和2年4月25日（土）から令和2年5月6日（水） ※施設の使用制限は除く

③ 実施内容

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議における提言等を踏まえ、令和2年4月23日に示された国のガイドライン等を受けて、現在実施している緊急事態措置等の強化を行うため、以下の取組を実施

## ● スーパーマーケット・公園等における感染拡大防止の協力要請（特措法第24条第9項）

- ・ スーパーや公園などにおいて週末に多くの人が集まっている場での感染対策の必要性が課題と指摘されていることを踏まえて、人が密集しないよう感染予防策を事業者に対して要請。

## ● 施設の使用制限の要請の対象追加（特措法第24条第9項）

- ・ 行楽を主目的とする宿泊に係る事業に対して、休止を要請。（4月28日（火）から5月6日（水））

## ● 休業要請など取組状況の把握

- ・ 施設の使用制限の協力要請（特措法第24条第9項）に正当な理由がなく応じない場合に、**第2段階として、特措法第45条第2項に基づく要請**、次いで同条第3項に**指示を個別の施設の管理者に対して実施し、公表**
- ・ こうした要請等を適正に実施するため、**実地調査等により要請への対応状況を把握**

**商店街やスーパーマーケット等における  
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止についての要請  
(特措法第24条第9項)**

●**商店街やスーパーマーケット等の皆様**

安定的な生活の確保のため事業の継続を求めています。以下の感染拡大防止のための対策を講じていただきますようお願いいたします。

- ・ 通常の来店客数を大幅に上回るなど、人が密集する状況となった場合には適切に入場制限を行うとともに、一方通行の誘導を行う
- ・ 入店や会計を待つ際において行列位置の指定を行うなどして、人と人との距離を適切にとる  
(Social distancing：社会的距離)
- ・ 人が触りやすい扉や共用部の定期的な消毒、入店前後における手指衛生等を徹底する
- ・ 会話時には距離を確保し、対面時にはパーティションを設置するなどして感染防止に努める。

●**お買い物される皆様**

買い物をする際には以下の感染拡大防止のための行動をお願いします。

- ・ 買い物に出かける人数を必要最小限に絞るとともに、混雑時を避ける

## 公園等の屋外での活動の際の感染拡大防止対についての要請 (特措法第24条第9項)

- 公園等で散歩等をされる皆様
- 公園等の管理者の皆様

公園等において散歩等を行うこと自体は健康維持等のために必要なことですが、その場合においても、以下の感染拡大防止のための対策を講じていただきますようお願いいたします。

- ・ 少人数で混雑時を避け、人と人との距離を適切にとる (Social distancing : 社会的距離)
- ・ 地域での話し合いなどにより、使い方の工夫、感染対策について利用者への協力を呼びかける